

# 鳥取県職員採用試験

## (令和8年4月採用予定 学芸員(地学担当))

### 受験案内

◆鳥取県教育委員会事務局教育総務課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第2庁舎5階

電話 (0857) 26-7578 ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouiku/>

#### 1 受付期間、試験日、試験会場、採用候補者発表日

受付期間	<b>令和7年12月8日(月) ～令和8年1月14日(水)(必着)</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>◎ 郵便若しくは信書便又は持参のいずれかで申し込みを行ってください。</li><li>◎ 郵便又は信書便の場合は、1月14日(水)17:15までに到着したもの(期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの)に限り受け付けます。</li><li>◎ 持参による場合の受付時間 8:30～17:15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、理由の如何を問わず受理しません。</li></ul>
第1次試験	<b>論文審査</b>  <ul style="list-style-type: none"><li>◎別紙「論文作成要領」に基づき作成された論文を審査します。</li><li>◎論文は受験申込書と同時に提出してください。</li></ul>
第1次試験合格発表日	<b>令和8年2月3日(火)(予定)</b>
第2次試験試験日及び試験会場	<b>令和8年2月17日(火)</b>  [試験会場] 鳥取県庁会議室(鳥取市東町一丁目220) ※時刻、会場などの詳細は申込受付後にお知らせします。
採用候補者発表日	<b>令和8年2月27日(金)(予定)</b>

#### 2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職種	採用予定者数	職務内容	主な配属先
学芸員(地学担当)	1名程度	地形・地質及び古生物等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示及び教育普及業務等又は山陰海岸ジオパークに関する業務等	知事部局(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)、県立博物館等

(注1) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

(注2) 試験結果によって、採用予定者数を増減、又は採用候補者なしとする場合があります。

(注3) 学芸員資格を有していない方が合格した場合は、学芸員補としての採用となります。

### 3 受験資格

#### (1) 年齢要件

昭和60年（1985年）4月2日以降に生まれた人

#### (2) 必要な資格・免許等

- 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は大学院で、地形・地質、古生物等に関する分野を専攻して卒業（修了）、又は令和8年3月31日までに卒業（修了）見込みであること。
- 博物館法第5条に規定する学芸員資格は必要としませんが、学芸員資格を有しない者が採用された場合は、採用後に資格取得を目指していただきます。

#### (3) 国籍

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者

日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。

詳しくは、「参考 日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。

#### (4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

### 4 試験内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験	論文審査 300点	職務内容に関連するこれまでの研究業績等に関する論文審査 ※課題、作成要領、記載例は「論文作成要領」のとおり。 ※研究業績には、大学卒業論文、修士論文、博士論文を含む。 ※論文は、受験申込時に提出すること。
第2次試験	論文試験 100点	[1問（1時間）] 県職員として必要な識見、思考力、表現力等の能力についての筆記試験
	人物試験 300点	個別面接による専門知識、人物についての口述試験

（注）第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

### 5 採用候補者等の決定方法

#### (1) 第1次試験合格者

第1次試験の合格者は、論文審査の得点の高い順に決定します。

なお、得点には一定の基準があり、この基準に満たない場合は得点にかかわらず不合格とします。

#### (2) 採用候補者

第1次試験の合格者に対して第2次試験を行った上で、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の論文試験及び人物試験の得点を合計した得点（以下「合計得点」という。）の高い順により採用候補者を決定します。

なお、論文試験及び人物試験の得点には、それぞれ一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

### 6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を鳥取県教育委員会のホームページに掲載するとともに、受験者全員に合

否結果を文書で通知します。

## 7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象の試験	開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の合計得点及び順位、論文試験及び人物試験の各得点	採用候補者発表日から1月間	鳥取県教育委員会事務局 教育総務課 (県庁第2庁舎5階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による通知はできません。

## 8 採用時期及び給与等

### （1）採用時期

採用は、原則として令和8年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

### （2）給与

ア 学芸員資格を保有する場合の令和8年4月1日現在における初任給（月額）は次のとおりです。

234,400円（大学卒）

251,500円（大学院修士課程修了）

270,900円（大学院博士課程修了）

なお、一定の職歴等がある人については、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。昇給は、原則として毎年1回行われます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

イ 学芸員資格の保有が無い場合の令和8年4月1日現在における初任給（月額）は次のとおりです。

225,900円（大学卒）

238,600円（大学院修士課程修了）

なお、一定の職歴等がある人については、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。昇給は、原則として毎年1回行われます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

### （3）勤務時間、休日、休暇

#### ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分（休憩時間60分）

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

#### イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※勤務場所によって異なる場合があります。

#### ウ 休暇等

年次有給休暇（年間20日。1時間単位で取得可能）、特別休暇（結婚、出産、育児関係、夏季他）、病気休暇など

### （4）勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

## 9 受験申込手続

提出書類	①申込書1部…「受験申込書記載要領」をよく読んで、受験申込書に必要事項を記入の上、提出してください。 ②連絡用封筒1通（受験票送付用）…110円切手を貼り、郵便番号、送付先住所、宛名を明記した封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を提出してください。 ③論文（論文審査用）…「論文作成要領」に基づき論文を作成し、提出してください。
申込先	鳥取県教育委員会事務局教育総務課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎5階 電話：(0857)26-7578 〔持参により申し込む場合〕 提出書類を作成の上、上記の鳥取県教育委員会事務局教育総務課へご持参ください。 〔郵便又は信書便により申し込む場合〕 上記の宛先へ送付してください。 ※封筒の表に赤字で「学芸員受験」と書いてください。 ※郵便で申し込む場合は、特定記録によるのが確実です。（郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の交付	受験票は、後日郵便により送付しますが、2月13日（金）までに到着しないときは、鳥取県教育委員会事務局教育総務課に問い合わせてください。
その他	・第1次試験で提出していただいた論文は返却しません。 ・最終合格者決定後、採用までに受験資格確認のため、職歴証明書等を提出していただく場合があります。 ・申込書、論文等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

## 10 試験に関する注意事項

- （1）試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- （2）受験の際は、受験票及び筆記用具（H B又はBの鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- （3）試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りますので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただき、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。
- （4）試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

## 11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

### 〈参考〉 日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は、次の業務及び職には就くことができません。  
〔代表例〕
  - ① 公権力の行使に該当する業務
    - (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
    - (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
    - (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
    - (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
    - (5) 不服申立てに対する裁決に関する事務
    - (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
  - ② 公の意思形成への参画に携わる職  
本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。  
ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。